

第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録（案）

1. 日 時 平成17年8月3日（水） 15:00～17:00
2. 場 所 農林水産省第2特別会議室（本館4階）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、亀山委員、高橋委員、野村委員、平倉委員
農林水産省政策評価委員
大山委員、田中委員、森本委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、調査官、木材課長、計画課長、治山課長、
研究普及課長、業務課長
4. 議 題
 - (1) 平成16年度政策評価結果書についての報告
 - (2) 平成17年度政策評価シート案作成に当たっての意見交換
 - (3) その他

5. 議事録

（太田座長）

ただ今から、第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会を開催いたします。
まず、委員の出席状況ですが、本日は六名のご出席を頂いております。
また、政策評価会委員におかれましては、本日3名のご出席を頂いております。どうもありがとうございます。
それでは、林野庁長官より御挨拶をお願いします。

（林野庁長官）

林野庁長官でございます。
大変暑い中、お忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。
この林野庁専門部会は、今回で第2回目になります。ご案内のように、平成13年に森林・林業基本法を37年ぶりに改正させて頂きまして、森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させていくということで、従来の木材生産に軸足をおいた政策から大きく転換を図ったわけでございます。現在、そういった基本的理念に基づきまして各般の施策の推進に向かっているわけでございますけれども、いろいろな施策が何を目的として、また、どのような効果を発揮しているのか、ということ国民の皆さんに対し、目に見える形で的確に説明していかなければならないと思っております。

林野庁と致しましても、政策評価の結果を予算要求をはじめとする各種政策に的確に反映させるよう取り組んでいるわけでございますけれども、この政策評価の関係、5年が経

過しております。それなりに進んで来ているかと思いますが、まだまだ国民の皆様方には、わかりにくい面もあるのではないかなと思っております。

本日は、ここにございますように、16年度の政策評価結果についての報告と17年度の政策評価シート（案）の作成に当たってのご意見を賜りたいということで、議事を予定させて頂いているわけでございます。

特に、17年度の政策評価につきましては、政策評価の政策手法の見直しの契機として有効に機能させ、それと、わかりやすく簡潔なものにするため、農林水産省全体と致しまして政策評価の枠組みを抜本的に見直すことを検討しているわけでございます。

林野庁と致しましても、これを受け、新たな評価の枠組みを検討しているところであり、本日は、その基本的な考え方について、忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

よろしくお願い致します。

（太田座長）

どうもありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願い致します。

（調査官）

お手元に用意しております資料につきまして、資料一覧でご確認頂ければと思います。

資料1から資料4、参考ということで、赤いインデックスを付けております。それと、日程、参考1から参考4と、青いインデックスを付けてございます。おそろいでございましょうか。なお、6月以降、林野庁幹部の移動がございますので、この場を借りてご紹介致します。

笹岡研究普及課長でございます。

なお、森林保全課長は、計画課長が事務代理ということで兼務となっております。

（太田座長）

どうもありがとうございました。

本日の専門部会は、17年度の政策評価シート（案）の検討に当たり、できるだけ早い時期に幅広い観点からのご意見をお聴きし、政策評価の適切な実施に役立てたいとの趣旨から、本格的な検討に入る前の段階で開催しております。

委員の皆様におかれましては、本会の趣旨をご理解頂き今後の本格的な検討に資する意見を頂ければと考えております。

それでは、議事次第に基づき事務局より、順次説明をお願い致します。

（企画課長）

企画課長の岡田でございます。よろしくお願い致します。

まず、平成16年度政策評価結果について、ご報告させて頂きます。資料1をご覧下さ

い。

前回の専門部会で、ご説明させて頂きました資料からの変更はございません。

この評価結果につきましては、農林水産省政策評価会を経まして、先月の15日に農林水産省として公表を行っております。林野庁としましても、今後、この評価結果を今月末の18年度予算の概算要求等に的確に反映させていくことにしております。

なお、農林水産省全体の評価結果の概要につきましては、委員の皆様には評価結果の公表に併せて送付させて頂きましたが、林野庁の評価結果の概要につきましては、参考資料の3の「林野庁における政策評価について」としてまとめております。この資料の16頁から17頁と25頁から26頁に委員の皆様のご意見を載せておりますので、本日の議論のご参考として頂ければと考えております。

次に平成17年度の政策評価シートの作成に当たりまして、考え方をご説明致します。資料2は、農林水産省における政策評価業務の見直しの基本的な考え方、資料3は、林野庁における新たな政策評価における枠組みの考え方、資料4は、それを政策評価シートとして整理したもので、たたき台でございます。それぞれについて、ご説明させていただきます。

資料2をご覧頂きたいと思えます。

この資料は、3月の専門部会でご説明した「政策評価に関する17年度実施方針」のうち、今回、ご意見を頂く、政策評価業務の見直しに関連する部分を抜粋したものであります。

今回の見直しは、今後、政策評価を政策手法の見直しの契機として有効に機能させるということ。それから、わかりやすく簡潔なものにするということ。そのために、農林水産省全体の枠組みを抜本的に見直すというものであります。

この背景としまして、農林水産省では、他省庁に先駆けまして、平成12年度政策から政策評価に取り組んできたわけでございます。

その結果、評価の質も年々向上してきた反面、評価作業が複雑になってきましたし、また、評価結果も政策分野に細分化されて全体像が見えにくくなるということなどの問題点も生じてきました。

このため、政策目標につきましては、政策の優先度や国民の視点に立って必要性の高いものに重点化することによりまして、政策が目指す姿を明確にするということ、政策分野につきましては、各局庁2分野程度に大括り化することになっておるわけでございます。

評価書についても、現行ではかなり大部なものとなっております。施策の効果の点検、講ずべき施策の方向性がより効率的に行えるよう、評価書の様式を簡潔にするという方針にしております。

現行の実績評価では、原則として全ての農林水産施策を対象としてきたわけですが、中には、目標はあるものの、政策効果だけでは達成・非達成の主要因とならないもの、又は、目標の設定にそもそも馴染まないものもあります。

このため、これらの施策につきましては、定量的目標を設定し、毎年度フォローして

いく実績評価だけではなくて、5年に1回程度、総合評価方式の評価を行うということでございまして、このような見直し作業を現在、全省的に行っているところでございます。

したがって、まだ、かなり流動的な部分がございます。今回、政策評価を抜本的に見直すことから、早い段階で林野庁としての政策評価の枠組みの考え方をご説明するということが本日の目的ということでございます。

そこで、資料3を見て頂きたいと思えます。「林野庁における「政策評価の枠組み」の考え方について」と題のついた資料でございます。

この資料3の6頁にあるイメージ図と同じものを、A3サイズで、お手元の資料として用意してございます。まず、左端の枠の中に、林野庁が行う施策の基本方向を掲げておりまして、その右が政策分野でございます。その下に当該「政策分野の目指すべき姿」というものがございまして、「当面重点的に取り組むべき課題」が4つございまして、その横に施策の有効性に関する指標として「目標」が8つございます。そのまた横に「主な施策」というものを掲げております。現段階におきましては、8分野19目標となっておりますけれども、これを2分野8目標に大括り化するという案を考えているわけでございます。

資料3の1頁をご覧頂きたいと思えます。ここでは、新たな政策評価の枠組みの考え方を書いてございます。考え方でございますが、森林・林業基本法及び基本計画に示されておりますので、この基本法・基本計画の進捗状況を見るということに、林野庁における政策評価の主眼を置きたいということでございます。

政策分野、当面重点的に取り組むべき課題、目標については、森林・林業基本法に基づいて設定しております。また、目標につきましては、具体的な指標のみではなくて、どのような意味を持つかがわかりにくくならないように、定性的な事項も併せて表記することにしております。

それでは、個々の目標の設定の考え方につきましてご説明致します。

先ほどの、A3のイメージ図とあわせてご覧頂きたいと思えます。

まず、はじめに、政策分野として「森林の多面的機能の発揮」でございます。

この政策分野の目指すべき姿としましては、「森林の適切な整備・保全による地球温暖化防止等多面的機能の発揮」をあげております。当面重点的に取り組むべき課題としましては、「森林の整備・保全の推進」と「山地地域の活性化」を掲げまして、政策の有効性に関する指標として、6つの目標を設定しております。

まず、1-(1)-①の「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」でございますが、これにつきましては、次の指標を満たす割合を100%とするということで、水土保持機能、森林の多様性、森林資源の循環利用と掲げております。例えば、水土保持機能につきましては、機能が良好に保たれている森林の割合を66%に維持向上させるということにしております。

また、森林の自然的条件、社会的条件などの地域の特性を勘案して、森林整備に関する技術の開発及び普及を図りつつ、発揮すべき機能に応じた適正な森林整備を計画的に

推進していくことが、森林の有する多面的機能を十全に発揮させることに資することから、目標の事項としたということでございます。この成果を把握するため、重視すべき機能ごとに森林の姿に向けた誘導目標を森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえ設定しまして、目標を達成した機能区分の割合を毎年度、100%とすることを数値目標としたということでございます。

各指標は、現行の政策評価では、それぞれ別々の目標として評価していたわけでございますけれども、今回、各指標が総合的に効果を発揮されているかに着目しまして、1つの指標としました。

次に、1-(1)-②「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進」ということで、海外における持続可能な森林経営への寄与度を100%とするということでございます。成果把握のために、事業実施相手国に対するアンケート調査を行い、実施事業が持続可能な森林経営に寄与したとする回答の割合を毎年度100%とすることを数値目標としたということでございます。

次に1-(1)-③「山地災害等の防止」についてでございます。周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を5万2千集落にするということでございます。国土の保全、水源のかん養等の森林のもつ公益的機能の確保が必要な森林につきまして、保安林制度による伐採や土地の形質の変更行為等の規制とともに、自然災害等により機能が著しく低下した保安林につきまして、治山事業を推進することが重要ですので、目標としたわけでございます。

また、この成果を把握するため、森林整備保全事業計画の成果目標を踏まえまして、目標を代表するものとしましては、山地災害防止機能等が確保されている集落数を数値目標としております。

次に、1-(1)-④「森林病虫害等の被害の防止」でございます。保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる都府県の割合を100%とするということでございます。森林の有する多面的機能の発揮のためには、森林病虫害や山火事等の被害から森林を守ることが重要であるということから、目標としたわけでございます。この成果を把握するため、被害の太宗を占める松くい虫被害につきまして、被害率が1%未満の微害に抑えられている都府県の割合を毎年度100%とすることを数値目標としております。

次に、1-(1)-⑤「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。ここでは、森林内での自発的な活動への参加団体数を1,600とするということにしております。国民による緑化活動への募金や森林整備のボランティアとしての参加の促進あるいは、森林浴や森林の観察・調査などの多様な森林の利用を推進することは、国民が森林又は林業施策の必要性への理解を深めることに通じまして、森林の適切な整備・保全に資することから、目標の事項としたわけでございます。ここでは参加団体数を数値目標としました。

次に、1-(2)-①「山村地域の定住の促進並びに都市と山村の共生・対流の推進」でございますが、ア)、イ)、ウ)のいずれかの指標を満たす事業実施市町村の割合を100

%とするという目標をあげております。森林の整備・保全を適正に行っていくためには、山村地域の生活環境の整備や就業機会の増大等を推進し、山村の活力を向上させることが重要であることから、目標の事項としてあります。

また、この成果を把握するため、事業実施市町村を対象にアンケート調査を行いまして、3つの指標のうちいずれかを満たす事業実施市町村の割合を毎年度100%とすることを数値目標としております。

続きまして、4頁の政策分野「林業・木材産業の持続的かつ健全な発展と木材利用の推進」でございます。この政策分野の目指すべき姿としては、「林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進による林産物の供給及び利用の確保」を挙げています。当面重点的に取り組むべき課題としまして、「林業の持続的かつ健全な発展」と「木材産業等の健全な発展と木材利用の推進」を掲げております。

2-(1)-①「望ましい林業構造の確立」でございます。この中では、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を2,800とするとしております。

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る人材の育成及び確保、林業就業者の確保、特用林産物の振興、林業技術の開発及び普及、災害による損失の合理的な補てんを総合的に実施することによりまして、高い生産性と収益性を確保し、効率的かつ安定的に林業を営む林業経営体及び事業体が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立することが、林業の持続的かつ健全な発展に資することから、目標の事項としております。この成果を把握するためには、効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業経営体・事業体による事業が国内の素材生産量、造林・保育面積の約6～7割のシェアとなるよう、基本計画の木材の供給目標を踏まえまして、林業経営の担い手数を2,800とすることを数値目標としております。

次に、2-(2)-①「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」でございます。地域材の利用量を25,000千 m^3 とするということをごさいます。林業の持続的かつ健全な発展のためには、木材産業等の健全な発展によりまして、消費者のニーズに即した林産物が供給されるとともに、国民の理解を深めることや新たな木材加工技術の開発・普及などによりその消費が増進されることが不可欠であること、また、持続的な森林経営により供給された林産物が適切に利用されることによりまして、その収益が森林に再投資され、「新植→保育→間伐→主伐」というプロセスが行われることが重要でありますので、目標の事項としております。成果を把握するため、基本計画における平成22年の木材利用量の目標を数値目標として設定しております。

以上が、林野庁における「政策評価の枠組み」の考え方でございました。

次に資料4をご覧頂きたいと思っております。資料3の考え方に基きまして、新たな目標を設定した場合、どのような評価書になるのかがわかるように作成したもので、イメージ図に近いものですが、資料4となっております。政策評価シートそのものについては、今後、様式も含めて流動的な面がありますけれども、今回は、政策分野及び政

策目標値算出の考え方につきまして、この資料を使ってご説明致します。政策分野の目標設定の考え方については、先程、ご説明したとおりでございます。目標値の算出方法につきましては、各目標値を主管する課長よりご説明させていただきます。

では、まず計画課長からお願いします。

(計画課長)

計画課長でございます。私の方でご説明致しますのは、イメージ図でいいますと、一番上の「重視すべき機能に応じた森林整備の計画的な推進」、「国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進」、「森林病虫害等の被害の防止」、これが森林保全課長のものです、それから「国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進」も森林保全課長のものです。「山村地域の定住の促進並びに都市と山村の共生・対流の推進」の5つについてご説明致します。

資料4の林-1-1の頁に書いてございますが、具体的には、参考資料の1頁に移って頂いた方が分かり易いかと思いますので、こちらの方で、ご説明致します。

いわゆる、森林整備の計画的な推進でございますが、3つの区分がございますが、水土保持機能、森林の多様性、森林資源の循環利用について、これをどのように考えているかということでございます。森林の水土保持機能につきましては、育成途中の水土保持林のうち機能が良好に保たれている森林の割合を66%に維持向上させるということでございます。この考え方は、目標値算出の考え方のところ、ア)水土保持機能というところがございますが、そこに書いてございますように、水土保持機能というのは、森林土壌が適切に維持されていることにより発揮されるものであります。下層植生とか、樹木の根が発達した健全な森林を育成していきたいということであり、問題となりますのは、育成途中の3～9齢級の人工林でございまして、密度管理が不十分な場合には、樹冠がうっぺいした状態が長期間続きまして、下層植生の喪失あるいは表土が流出してしまうこととなります。この機能は、整備を怠れば、これまで得られた機能も失われてしまいますので、今後5年間において適切な管理を実施しないとすれば、現状の66%から50%程度に落ちることが予想されるわけでございます。これは、モニタリング調査といたしまして、全国で1万5千点ほどをプロット調査してるわけでございますが、それによりまして、落ちるという結果が出ているわけでございます。今後、50%に落ちないようにして維持管理し、なおかつ現状よりも3%上げるという目標を掲げているところでございます。

次が森林の多様性でございます。これにつきましては、全国森林計画におきまして、異なる樹種や林齢、複数の樹冠層からなる多様性の高い森林の面積を、現状の8%から、平成30年度末には約2割にしていくという目標をもっております。これの達成のために、立木を抜き伐りし、それにより出来た空間に苗木を植栽し、更新を図るとか、天然更新をする、広葉樹林の造成を図ることなどを推進していくということでございますが、前年度の伐採面積に対して複層林や針広混交林への誘導面積がどれくらいの割合になっているかというのを現状の31%から、5年後には35%に引き上げるということでござい

ます。

もう1つは、森林資源の循環利用でございます。森林施業は、人力作業が多い上に、傾斜地や、重量物を運び上げたりということがございまして、いずれにしましても、機械化を図るにしましても、ある一定の路網が必要でございます。いわゆる育成林における林道や作業道といった林内路網の目安は ha 当たり 50 m で、この場合、最遠林内作業距離は 200 m 以内となります。この 200 m 以内に入る資源量と 5 年間の成長量を目標としたというのが3つ目でございます。こういった指標を使って、森林整備の計画的な推進をやっていききたいということでございます。

次が、国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮でございまして、3頁です。世界的に見ますと、約 94 百万 ha の森林が、この 10 年間で減少しております。一方で、世界的な問題と致しましては、持続可能な森林経営をどう推進していくかということが1つの課題となっております。こういう取り組みというのは、我が国だけでできるものではないので、国際協調の下でいろんな形のものを行っていく必要があると思えます。特に我が国は、世界有数の木材輸入国でありまして、豊かな森林を持つ先進国であることから、途上国等に対しまして、熱帯林等の保全・造成とか持続可能な森林経営を実現するための取り組みに対して支援していくということが求められておりまして、これがひいては、地球温暖化の防止や違法伐採の排除など、我が国の森林の適切な整備・保全といった森林の有する多面的機能の持続的発揮にも不可欠であるということで、この目標を設定しているところです。目標算出の考え方と致しましては、国際協力事業を実施している国の政府関係者、地元住民等を対象としまして、その事業の中間及び最終年度にアンケートを行いまして、どういう寄与をしたかということに対して評価をさせて頂くということでございます。

次に6頁の森林病虫害等の被害の防止についてでございます。

保全すべき松林を有する都府県のうち、保全すべき松林が適正に保全されていると認められる都府県の割合というものを目標としております。ご承知のとおり、松くい虫の被害といいますのは、昭和 54 年をピークと致しまして減少しておりますが、東北地方及び本州の標高地に向かって拡大しておりまして、非常に伝染性が高いために、徹底的に駆除しなくてはならないものでございますし、日本の松林というのは、非常に重要な位置を占めており、松くい虫の防除が1つの課題となっております。どういう状態を被害が終息したというかといいますと被害率が概ね 1%未満の水準で推移しているというふうに考えております。松林の蓄積量と被害量との比率が 1%未満となったということでございますが、こういうことで、達成状況を評価して行きたいということでございます。

現在の被害都府県数でいいますと、被害率 1%未満というのが、30 ということでございます。

次に8頁の国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進でございます。

これにつきましては、ボランティア団体の数、活動内容がポイントになるかと思えます。算出の考え方のところを書いてございますように、平成 9 年に 277 団体であったものが、平成 15 年には 1,165 団体まで増加しております。アンケート調査によれば年間

4日以上活動している、比較的活発な団体は72%の840団体ということでございまして、各都道府県1年あたりの活動回数では、平均すると70回程度と推測されます。これを1つの指標と致しまして、次の頁に出ておりますけれども、各都道府県での年間活動回数を100回、概ね現状の1.5倍ということを設定して、そのために必要なボランティア団体数を勘案しますと1,600団体ということで、これを目標として、達成を図っていくというふうに考えております。

次に10頁でございます。山村地域の定住の促進並びに都市と山村の共生・対流の推進ということで、従前通りでございますが、新規定住者数が事業実施前及び事業未実施市町村の増加率を上回ること、交流人口が事業実施前及び事業未実施市町村の増加率を上回ること、地域産物等販売額が事業実施前及び事業未実施市町村の増加率を上回ることという3つの指標のいずれかを満たす事業実施市町村の割合を目標としているわけでございます。

以上でございます。

(治山課長)

治山課長でございます。引き続き、ご説明させていただきます。

先ほどのA3のイメージ図の森林の多面的機能の発揮という大きな政策課題の中の森林の整備・保全の推進というところでございまして、目標として掲げていますのが、「山地災害等の防止」ということでございます。目標につきましては、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を平成20年度までに5万2千集落にするものでございます。資料4の林-1-6をご覧ください。現状値及び算出方法についてでございますけれども、現状値につきましては、15年度で4万8千集落になってございます。算出方法につきましては、我が国は非常に山地災害が発生しやすい気象条件あるいは立地条件にあるということで、安全で安心な国民の暮らしを守るためには、伐採あるいは開発行為といった規制措置を適切に運用していくことと併せまして、一旦被害が発生した場合には、治山事業等を適切に実施して荒廃した森林の再生あるいは予防を通じて山地災害の事前防止を図る必要があるという認識のもとに、集落に近接しております山地災害危険地区のうち緊急性の高い地区におきまして森林の保全対策、具体的には治山事業等を実施することによりまして周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を今後5ヶ年間の平成20年度までに4万8千集落から5万2千集落にするというものを目標として掲げてございます。この目標についての、達成状況の判定方法につきましては、現状値からの伸び量の実績値が目標の9割を超えていればA、5割未満の場合はC、それ以外がBということで考えております。集落数の考え方につきましては、資料4の参考資料の5頁をご覧くださいと思います。その2つ目の○のところ、全国には山地災害のおそれがある地区に近接する集落は、約13万6千集落でございます。将来的には、全て安全性を高めていくことが望ましいわけですが、最近の予算事情等もございまして、一度に解消するというのは、なかなか難しいということで、16年度からの5年間におきましては、対象となる集落を3つ具体的に列挙させて頂いているわけでございます。1

つは、現に荒廃地があつて事業に着手している集落、2つ目は、事業には着手していないが荒廃地があり人家個数が多い緊急性の高い集落、3つ目が、近接の山地災害等の発生状況等から、民政安定上事業実施の必要性が高い集落等を対象に緊急性、必要性の高い4千集落を選定して、個々の安全性を確保していこうということで目標設定をしております。なお、参考と致しまして、最近5カ年間の山地災害の発生状況を載せてございますけれども、平成11年には非常に多くて2,028億円で、それから減ってきておりますが、昨年は、ご存じのように、台風が史上最多の10個上陸したり、中越での大地震が起こったりということで、資料には載せておりませんが、平成16年は、箇所数で8,162件、被害額で2,536億円という状況になっておりまして、やはり適切な山地災害の防止を引き続き進めていく必要があるということで目標設定をさせて頂いていわけでございます。

(経営課長)

経営課長でございます。

それでは、望ましい林業構造の確立についてご説明させていただきます。

参考資料の11頁でご説明致します。望ましい林業構造の確立につきましては、昨年度の政策分野で効率的かつ安定的な林業経営の育成というのがございましたが、これと同じ考え方に基つきまして、効率的かつ安定的に林業経営を担い得る林業経営体・事業体数を2,800にするという目標を設定しております。この目標設定の考え方でございますが、平成22年度におきまして効率的かつ安定的に林業経営を担い得る林業経営体・事業体によります事業が、国内の素材生産量、造林・保育面積の約6～7割のシェアになるように、林業経営体については現状を維持すると、林業事業体については、その数を平成12年度の700から1,100に増加させるということに致しまして、林業経営体と林業事業体を合計致しますと、平成22年度に2,800にするという目標でございます。

なお、効率的かつ安定的な林業経営と申しますのは、林業経営体につきましては、相当規模の森林を所有し、又は一部施業や経営を受託することにより、継続的な林業生産活動を行い、主たる従事者の生涯所得が基本的には、地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保できるということでございまして、林家が法人化した会社にあつては林家と同様に、継続的な林業生産活動を行い、これに必要な適切な支出をした上で利益を確保できる会社ということでございます。それから、林業事業体につきましては、施業や経営を受託するなどにより相当規模の事業を確保し、生産性の高い林業生産活動を行い、これによって必要な経費を支出した上で利益を確保できる林業経営ということでございます。具体的には、資料の下の注1、2に記載されてございます。

以上でございます。

(木材課長)

木材課長でございます。まず資料4の林-2-3をご覧くださいと思います。この中の、目標(2)―①「木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進」でございます。

アの現状値及び算出方法につきましてですが、現状値は、平成 12 年、19,055 千 m^3 となっております。算出方法としまして、これまでの実績と、森林・林業基本計画の平成 22 年の目標でございます 25,000 千 m^3 とがスムーズにつながるような曲線を作成することにより計算しております。下のグラフをご覧頂きたいと思います。このグラフでは、平成 11 年までの実績をふまえてのすう勢値も記載されております。森林・林業基本計画の目標としました理由は、これまでの政策評価との連続性や整合性を確保するということでございます。その下の達成状況の判定方法につきましては、毎年度の目標値を上回った場合を A、すう勢値を下回った場合を C、それ以外を B ということで、17 年度から新しい考え方で進めたいということでございます。以上です。

(太田座長)

どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願い致します。

まず、企画課長から、ご説明のありました新たな政策評価の枠組みの考え方について、ご質問、ご意見がありましたらお願いしたいと思います。

ただいまのご説明によりますと、今後、政策評価が政策手法の見直しの契機として有効に機能するとともに、分かり易く簡潔なものとするため、農林水産省の政策評価の枠組みを抜本的に見直すということで、具体的には、政策分野を大括り化するとともに、目標も政策の目指すべき姿が明確になるよう、抜本的に見直すということでございます。

実際には、現行の 8 分野 19 目標を 2 分野 8 目標に大括り化したということです。

全体の枠組みにつきましてご意見を頂ければと思います。よろしくお願い致します。

はい、高橋委員。

(高橋委員)

A 3 で体系図ということで、大変分かり易くなっておりますけれども、この中で、それぞれの目標毎に、導入される予算若しくは事業に大きなばらつきがあるのかどうか、大雑把で結構ですので、教えて頂きたい。

どうして、このような質問をしたかということ、こういう政策目標、体系を整理する場合は、事業規模でばらつきがあるといけない。投入される予算費目毎に、それほど差がないのが適切ではないのか。仮に、差があった場合は、林野庁で優先項目として戦略的にやるんだという理由が必要だと思えます。

(太田座長)

事業別の伝統的な差というものもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

(企画課長)

現実的には、差はあると思っております。施策の優劣というよりも、施策を達成するためには、この手法しかないということで、例えば、森林整備をしなければならないと

いうことであれば、かなりの金額になります。

(高橋委員)

個々の施策ではなくて、2分野の中で差があるのか無いのかということを知りたい。

(田中委員)

関連で、8つの目標毎の大雑把な予算額を教えてください。

(太田座長)

たぶん、それをお答えしているんだと私は思っておりますが。

(計画課長)

目標別に申しますと、一番上の重視すべき機能に応じた森林整備の計画的推進が、森林整備事業ということで考えれば、2,000億というオーダーです。

次の国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取り組みの推進ですが、林野庁分のODA予算でいいますと5、6億円というオーダーの数字になるかと思いますが、一方で、JICAとの協力分を加えると、プラスアルファがございます。山地災害等の防止については、治山事業ということで申しますと、1,400億円。先ほど、企画課長のご説明にありました3,000億円というのは、公共事業の治山事業と森林整備をあわせて3,000億円ということです。森林病虫害等の被害の防止については、公共での実施、非公共での実施いろいろありますが、通常、100億円のオーダーということです。それから、国民参加の森づくりと森林の多様な利用の推進については、8億円程度になるかと思いますが、それから、山村地域の定住の促進並びに都市と山村の共生・対流の推進については、山村地域の分をどこで、どのように見るかという問題がございますけれども、単純に生活者支援ということでいうと、そんなにたくさんはない。

(経営課長)

望ましい林業構造の確立で言いますと、林業構造改善の事業と、緑の雇用といった事業がございますので、百数十億のオーダーだと思います。

(計画課長)

木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進については、先ほどの構造改革と重複する部分もありますが、約百数十億円のオーダーということで、かなり違いはあるということです。

(太田座長)

大変、明確にお答え頂きました。額だけの話しではないというのは当然だと思います。はい、亀山委員。

(亀山委員)

16年度の現在までやっているやつは、資料の1でご説明頂いた農林水産省全体の中でこれまでずっと細切れに入れ込んだ評価の仕方をしていたわけですが、それに対して、もっと優先事項としてやるのは、森林・林業基本法の下で、森林の多面的機能とかイメージで書かれているように分けられると。このやりかたでいくと、農林水産省全体でこまぎれに入れ込んでいたものを全部やめて林野庁分を取り出してやろうと、そういうやりかたになるということでしょうか。

(太田座長)

そういう解釈でよろしいでしょうか。

(企画課長)

まさに、そういうことでございます。

(亀山委員)

ということであれば、非常に分かり易くて、議論もし易くなると思いますが、そのときに山村地域の活性化のような、農林水産省の他の部分と重複するようなところについてはどういうふうに考えているのでしょうか。

(企画課長)

いままでの政策評価の中でも、林野庁の施策として評価の対象としておりますので、その点は、従来と同じということでございます。

(太田座長)

前は農業の施策の中に混ざっていて見えにくかったが、今回は林野庁全体の施策としてまとめてあって見やすいけれども、中山間地のような場所ではどうなのかという質問ですね。

(森本委員)

イメージ図は非常に分かり易いと思うのですが、私が1国民として見たときに、松くい虫あたりは100%にするというのは分かり易いわけですが、数字的に、最初に、重視すべき機能に応じた森林整備のところの66%に維持向上させるとか、35%に増加させるとかという数字が出てきても、何をもちて66%なのか、35%なのか。特に、資源量の1億2千万 m^3 という数字などは、数字の出かたも分からないし、量的にもどのくらいか分からない。どういう目標値で1億2千万 m^3 というものが出ているというのが分からない。専門家が見れば、ピンとくるのですが、普通の人たちが見ても分からない。付帯的な説明をどこかにつけることができれば、もう少し分かり易くなるのではないで

しょうか。これ1枚みれば林野庁がどういうことを考えて、どういうことをしているのかが分かると思いますので、出来ないものかなと思いました。

(太田座長)

表現上、重要だと思いますがいかがでしょうか。

(企画課長)

ご指摘のとおりでございますが、これ1枚で、数字の意味を理解して頂くというのは大変重要だと思いますので、数字の考え方でこういうふうになっているというように、分かり易く工夫したいと思います。

(大山委員)

森本委員と同じように、もう少し分かり易い方法はないかなと思います。森林整備のところの話なんですけど、水土保持機能の66%、森林の多様性の35%、森林資源の循環利用の資源量をこれだけ増やすということで、これ自体は分かるんですが、何が問題かというのが分かりにくい。例えば、水土保持機能でしたら、これは元々サンプリングで取ったデータということでしたが、かなり膨大なデータを取っておられて、その割合が、例えば66%にしたいという話ではないのかなと思うんですけども、これら水土保持機能、森林の多様性、森林資源の循環利用の3つの指標をたてて、その達成状況から平均が90%以上ならA、それ以下ならBということだと、ますます分からなくなってしまうのではないかと。国民が見るのは、最終的な達成率のA、B、Cで、みんなそちらに注目してしまいますから、何が問題かというのが、もう少し分かるようにした方がよいのではないかと。

例えば、水土保持機能の話で言いますと、もし1万いくつがデータとしてあるのであれば、平均で話しをするから分からなくなるのであって、実際どのくらいばらつきがあるのか、もう少し細かく見た方がいいのではないかと。格差が地域によって相当あるのではないかと。また、森林の割合というのが、面積であるのか立方であるのか、どういう単位で計られているのかということも分からない。もう少し分かるようにして頂きたいというのが1つです。

それから、また、水土保持機能のところですが、現状維持でいった場合、同じ達成率になってしまう。すう勢値と目標値との差に対して何割達成したかという計り方ですから、ちょっと誤解を招くような気がします。もし、現状のままでいくと、達成したことにならないのではないかと。何かを達成するということは、もう少しポジティブものではないかと思う訳です。すう勢値が非常に下がって、目標値が最終的に現状値の3%アップのところまでいっている訳ですが、両方とも不確定な値であるわけですから、それらをもとにして、現状値のままでいったとしたら、達成率が、常に同じになってしまうのではないかと。もう少し工夫が必要ではないかということと、先ほど言いました、何が問題かが分かるような目標がだせないかということとです。

(太田座長)

枠組みに対するご質問の次に各目標の考え方、あるいは目標値の算出の考え方、それに今回新たに示された達成度合いの判定の方法について分けてお聞きしようと思ったのですが、それに近いお話だろうと思いますので、そのあたりのお話に対する回答をお願いします。

(田中委員)

先に関連の話がありますので、発言させて下さい。話をお伺いしていただき、説明がずいぶんスマートになったなと感心しております。全体の資料の構成が論理的になっておりまして、従来にくらべれば分かり易くなりました。先ほどの関連でいえば、イメージ図をA3で用意して頂いたことも、非常に評価すべきことだと思うんですが、みなさんがおっしゃったことと違う言い方をすると、例えば水土保持機能の66%という数字について、そもそも、この66%になれば最終的な目的が達成されるということなのか、本来100%にしなければならないものを何らかの理由で66%にしているのかということなのです。

その前に、まず最初に聞くべきでありましたが、事前に送って頂いた資料と、今日の資料は同じなのかということなのですが。

(企画課長)

文字の大きさが若干変わっただけで、内容は同じです。

(田中委員)

資料4の参考資料の5ページの3つめの○のところに、防災上特に緊急性、必要性の高い4千集落と書いてありますが、これは、全体として山地災害が起こる可能性のあるものがいくつあって、そのうちの4千集落ということなのか、それとも4千集落を満たせば満足なのかが分からない。そういったことが、イメージ図においても、数字を並べられただけでは、どういったことなのかが分からない。他の資料についても分からない部分がある。この会議で、細かいことまでお聞きすると時間ばかりかかってしまいますので、後で、担当者にお聞きしようと思っております。

(太田座長)

ありがとうございます。複雑な問題を単純なかたちで、全て書けるとは思わないのですが、注釈くらいは必要なのかなと思います。とりあえず、今のご質問等につきまして、全体的な答えがございましたらお願いします。

(計画課長)

水土保持機能で言いますと、下層植生がどれくらいあって健全か、どのレベルが一番

いいのか、もちろん 100 %が一番いいわけですが、どれくらいまでが管理できるのかという中で一定の目標をつくっていくということです。大山委員がおっしゃった、どのように分散しているのかを見たらよいのではないかと思います。水保全林で、今、何が問題なのかというと、針葉樹の育成林、いわゆる人工林の3～9 齢級において、非常に密になってしまって、表土が流出するおそれのあるところをなんとか保全していこうということで、これが全国に約 500 万 ha あると思っておりますけれども、そのデータをつくるためにモニタリング調査を約 1 万 5 千点行い、そのデータから、下層植生が 4 割以下になってしまうと表土の流出が多くなるといった分析を行っているわけでございます。66 %でいいのかといったときに、少しでも良くするために維持し、上げていきたいというご説明になります。

(太田座長)

計画課長が言われましたとおり、自然を相手にしている森林の事業というのは、他の委員が言われました山地災害の危険地域にしましても、危険だという箇所は約 13 万カ所、ただし、これも人がいなくなれば危険ではなくなる訳ですから、危険の数も変わってくる。それを危険だという指標にすると約 13 万カ所全てについて事業を実施しなければならないのですが、実際には着手率としては 40 数パーセントということで、半分以上残っている。危険ということで、構造物を入れていけばいいのかというと、逆に、災害でない部分で、いろいろ問題が生じる。当然、金額の面でも絶望的である。そういうことを考えますと着手率を少しずつ上げてきているという現状は理解できます。

(田中委員)

そのことは知っていますが、文面上分からない。当面、どのあたりを優先順位の目途にして目標にするという書き方はあるのではないかと思います。

(太田座長)

5 万 2 千集落という結果だけを書いておくと、どういう意味が分からないということですね。そのあたりは、状況にあった表現をもっと工夫していかないと、森林整備もそうですが、自然を相手にしているので分からないということですね。

もう一つは、大山委員の言われた伸び率の問題とか、伸び率の推定値に対してどうだとか、あるいは絶対値で計算する必要があるとか、これも今まで議論してきた結果として、現在のような方法でやってきているわけですが、分かり易くしなければいけないという両委員の意見は当然であろうと思います。

(大山委員)

さきほどおっしゃっていた分かりにくいという部分で、機能が良好に保たれている森林の割合を 66 %に維持向上させるというのが分かりにくい。改善の必要があるのがどれくらいあるからそれを減らすというのであれば分かり易いんですけども、良好に保

たれているのが割合だとしたら、これだけあげればいいのかということと必ずしもそうではなくて、危ない方を直すというのが大事かもしれないわけです。もちろん予算の制約もあるのですが。ですから、良好に保たれているものの割合がこうだというのは分かりにくいというのが印象です。

（太田座長）

表現として、機能を良好に保つ割合と、危険な箇所を直す割合というのは、同じレベルで書いているんだけど、表現としては差がついて見えるところもあるということですね。

はい、高橋委員。

（高橋委員）

基本的に1枚のシートにするために、省略しすぎたということだと思います。例えば、資料4の参考資料の1ページでは、水土保持機能について丁寧に書いてあります。例えば、下から4行目に、適切な整備をしないと現状の63%から50%に落ちてしまうので、落とさずに、現状より上げようという目標にしますと書いてありますが、シートにも現状のレベルとすう勢値と目標を入れなければ、誤解を招くのではないかと思います。あるいは、理解されないと思います。それと同時に現状のままでいったら、こういう森林になるというようなポンチ絵が、別刷りでいると思います。といいますのは、私も、実家で、この63%から50%になりそうな山林があって、今年、間伐をお願いしよかと思っております、本当にうっぺいして下草が生えていないので、林内を水が下流の方に流れ出しております。下の方に農家が3軒ありまして、将来厳しい状況かなと思っております。

（太田座長）

どうもありがとうございました。委員の方々には、お褒め頂いておりますので、それをもっとよくするというかたちで、ご検討頂ければと思います。

続きまして、各目標の考え方について、もう入っておりますが、特に目標値の算出の考え方、それと今回新たに示された達成度合いの判定方法について、もう入っておりますけれども、引き続き、意見がありましたらお願いしたいと思います。ちょっと、私の方から一言質問致します。

いま、お話を聞いていて、資料1の平成16年度政策評価結果一覧という表とイメージ図に出てきているものを見比べてお聞きしますが、政策全体を絞り、分かり易く簡潔なものとするということですが、全体として今まで細かくやってきた目標の中から今回の評価シートにピックアップして使っていると感じるわけですが、全体の枠組みとして、このピックアップした目標を使うのが妥当であるのか、あるいは欲しい目標があるのに使えないのか、そのあたりを、今までやってきた評価方法との違いを、各課長さんたちで気がついたところはあるのでしょうか。そのまま移行しているものは、あまり問

題はないのですが、いくつかのものは切ってしまう場合に、どのような選択があったのだろうかということについてお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

（経営課長）

望ましい林業構造の部分につきましては、例えば、特用林産につきましては16年度の政策分野の中で目標を掲げていたわけですが、これを含めて一体化し評価するといった整理をしております。

（太田座長）

ということは、木材生産ときのこの生産は、かなり違うんだけど、今回一本化したということですね。

（経営課長）

きのこの生産というのは、林業経営の中の重要な一部であるということで、一本化して取り扱うのが適当であるということです。

（大田座長）

これは、私が思ったことですが、他の委員の方々はどうでしょうか。では、亀山委員。

（亀山委員）

目標の設定の仕方なのですが、例えば、林-2-3にあるような木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進というのは、根拠となっているのは森林・林業基本計画を元にした目標値となっていて、資料4の参考資料の1ページにあるような水土保持機能のような目標値は、独自にこういう考え方で目標を決めているというやりかたをしている。目標の根拠になるものが、いろいろなものがあるように思えるのですが、それをもう少し整理して頂いた方が理解し易いと思います。

（太田座長）

直接計画に入っている目標と、そうではなくて計画には抽象的にかいてあるものを目標としているものの差はどうかということですか。

（亀山委員）

明確にして頂かないと、例えば森林・林業基本計画ですと13年度に策定されているので、ものすごく乖離ができていても関わらず、今、乖離している現状から、さらに乖離しそうなものを議論するようになっていく。その辺のところをきちんと書いておかないとまずいのではないかと思います。

(太田座長)

いかがでしょうか。

(企画課長)

今回の目標値の設定全体と致しましては、基本的には、森林・林業基本計画の推進、木材利用がそうですし、森林の多面的機能につきましては、森林整備保全事業計画を目標値におきかえているということでございます。基本計画で書きつくせないところは、保全事業計画の数字をおいているということでございます。

(亀山委員)

そのへんのところを書いて頂かないと、決められた数字がこうなんだというのが分からないから、今回のように、目標に対してどうかという議論になった場合、混乱することになってしまう。

(太田座長)

はい、野村委員。

(野村委員)

若干、食料自給率の問題と似ているのかなと思いますが、こういう数値というのは一人歩きし易い、これは、マスコミにも責任があるんですが、先ほどから、議論されている数値というのは、これはこれでいいと思います。シートが非常にうまくできているのですから、これを国民に示せば、林野政策の全体が分かるようなイメージになっているのですが、それは大きな間違いで、そういう使い方をすると非常に危険で、これはあくまで政策評価だということを最初に付けてですね、例えば、目標という言葉がありますけれども、これは非常に危険な使い方なんですよね。一般的に目標というと、山の保全機能がしっかりしているのが目標だろうと一般に思うわけで、ここに書いてあるのは一種の物差しですよ。ですから、限定的な国民への訴え方を最初にしないと非常に危険だと思います。

(太田座長)

大変重要な指摘であります。先ほどのお話のように、政策評価が政策手法の見直しの契機として有効であるというような話になってくるので、これから先、評価の話ではない国民に向けての話がでてくるのだらうと思います。その辺の考え方はいかがでしょうか。

(企画課長)

そもそもの政策評価のあり方のご議論にならうかと思えます。分かり易い目標を設定して、定期的に、その目標値にどれだけ近づいているかの実績を測定するという、まさ

しく実績評価という方法を基本におくわけでございます。では、その目標が全ての施策を説明しきるかということ、そうではなくて課題の部分であろうと思っております。政策評価の面からいいますと実績評価の他に、さまざまな角度から掘り下げた検討が必要な課題につきまして評価を行うという総合評価という手法もございますので、それらを活用しながら分かり易い評価を行っていくということでございます。野村委員がおっしゃったように目標自体が一人歩きしないように、また目標達成によって問題が解決されるということではございませんので、注意しながら進めていく必要があるかと思えます。

(太田座長)

はい、平倉委員。

(平倉委員)

このイメージ図は、今まで何をしていたのかなと思うくらいにうまく整理して頂いて、私の整理にはなったと思えます。ただ、国民への分かり易さといった場合に、果たして分かり易いのかなと思いました。私がこの委員会に関わるようになって言いたいと思っていたことが、時々出ているんですけれども、1つは景観について、日本の固有の景観をつくっているのは、つくづく農林水産省が、そういうものに関わっているということです。いままでは、生産というものが目的だったわけですが、いまこうやってあらためて見ますと大きな目標の1つになっている訳なんです。ただ、それが文字として、表現として表れていないということと、それから、もう1つは世界遺産というキーワードがあって、各国次々と登録されている訳ですが、拝見する限り、日本は非常に少ない。それが、なぜなのかというふうに考えると、やはり、農林水産省の役割というのは、大きな役割を担っているのだらうと思えます。その辺が、例えば国際的な協力のもとでということであれば、それも日本として国際的な交流の仲間入りをするための1つの切り口になるのではないかと。

あと、国土交通省が推進して、ようやく立法化され景観という言葉が受け入れられる法制度として出来たのでなんとかこのイメージ図の左上に連ねて頂きたい。

それが1点で、もう1つは、私は設計をしておりますので、このイメージ図でいえば一番右下の、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進で、主な施策に書いてあるものを読んでも、国民の人たちは、自分達の住宅がこの中でどういう位置づけに入っているのかとか、在来の木造の工法と住宅産業が推進している工法の違い、見かけは同じかもしれませんが、だいたい国産材を使うという点では、違うのではないかと、私は考えていますので、その辺を分かり易く表現できれば、国民の人たちも興味を持つだろうと思えます。ひいては、私が、この設計界にいて、数年くらいの流れを見てきて、木造というのは、公共建築も含めて、大きく躍進していると思えます。その理由は、木構造の新しい提案が沢山されている。それまでは木構造に対して、建築の構造の方が関わらなかったものが、こぞって木をどうやって使っていくかということを考え、その結果、木骨住宅という言葉が出ています。今までの在来の木造でもなく、住宅産業がつく

ってきた構造のものでもなく、鉄骨や他の構造の建築物に匹敵するような構造が考えられることによって、大規模建築であるとか都市型の住宅ですとか、いろんな建築のあり方の変化があると思うんです。政策分野のパーセントについても、私たちの生活の中にどう入ってきているのかが分からない。そして、このパーセントだけ見ても、おそらく専門家の中では非常に重要なものであっても、ちょっと自分の生活とはかけ離れたものに見えてあまり興味をもって頂けないのではないかという気が致します。

(太田座長)

はい、ありがとうございました。なかなか、表現が難しいとは思いますが。

(田中委員)

平倉委員がおっしゃたことは私も賛成です。やはり、アウトカムを分かるように書いて下さいということで私は理解しました。

私が質問しようと思ったのは、林野庁といたらいの一番に発言される方がおられるんですが、本日は、お見えになっていないので、彼が思っているだろうということをお願いします。それは、京都議定書で達成しなければいけない目標と今回の目標との関係は、どういうことになっているのかということです。それを念頭に読んだのですが分からなかったので、その点を教えて頂ければと思います。

(太田座長)

森林・林業基本計画等とその時々の方針の目標との関係というのがあるわけですが、この評価ではわからない。あと、平倉委員が言われたことまでは、施策として入りにくいということだろうとは思いますが、その辺を計画課長、お願いします。

(計画課長)

地球温暖化防止で、1990年で6%削減をする、その内の3.9%を森林が担うということで、森林の整備をしなくてはならないということと、これらの目標がどう関わっていくかということで、単純に申し上げますと、この目標が、そのもの3.9%だということで考えております。最初に2.5%程を削減するという、いろんな議論があって6%の削減なんだと、そのときに全て森林が一定の条件をどこまで達成できるのかというのが森林・林業基本計画で、その森林・林業基本計画がそのまま入ったというふうに考えて頂ければと思います。ひっくりかえって考えて頂くと、これそのものは、3.9%達成のために必要だということです。

(太田座長)

森林・林業基本計画の方から、3.9%を提示したという状況ですか。

(計画課長)

そうです。この目標を達成すること温暖化防止に繋がるということです。

(田中委員)

当面重点的に取り組むべき課題の森林の整備・保全を進めて行かれれば、いまおっしゃった、基本計画の3.9%になる。その3.9%が京都議定書のウエイトになっているということですね。ということであれば、これを守らなければいけないということになりますね。

(計画課長)

ただし、これをするにしても金額の面でたりません。

(田中委員)

だから、それをからめて言えば、森林・林業基本計画は国会が了承したことです。しかも、京都議定書についても、日本は国が了解している訳でありますから、予算、人等いろいろあるでしょうが、堂々と関連づけて、国家としての責任ですよということで、進めていければ、予算もきちんととれるのではないかと、私は思います。

(太田座長)

はい、金井委員。

(金井委員)

林野行政をする場合に、国民の皆さんにストレートに伝えることば、あるいは共感をもって分かり易い言葉で表現することが非常に大切だと思います。評価の中に、森林ボランティアの参加団体数が増えたというように高い評価をして頂いているんですが、それはあくまでもほんの一部なんです。そうではなく、大多数の国民の方に向けて森林あるいは林野行政に関心をもってもらうにはどうしたらいいのかということを考える必要があると思います。分かってもらおうという意味で、例えば、3つに分けて考えてみたのですが、木材自給率、これは、国内の木を多くの人に使うと分かってもらうという分かり易い表現なんです。私としては分かり易い。自給率を意識する、今の2割ではなくて、どうしたら上げていけるのかといういろいろな方法があると思います。それから、2番目に国土の保全、これは、そこに住んでいる人たちが、自分達の身の安全、今回もだいぶ危険な地域をまわってきましたけれども風倒木があちこちで倒れたままで、なぜかと役場の人に聞きましたらお金もやる人もいないという声が聞かれました。そういう意味で地域の人たちの声を吸い上げて、その上で、国全体の環境に責任をもつことが大事ではないかと思います。3点目が温暖化、これは多くの人たちが感心をもっていることと思うんですね。どうやって、自分たちが意識して暮らしのありかたとか、どうしていったらいいかということを知り易い言葉で伝えていくことが大事ではないかと思います。細かい政策がたくさんあると思うんですが、それを10年、20年かけて全体像をつくって

いくということが大事ではないか、その上で政策評価という、なんのために目標を掲げて、それに対してどういう評価をするかということであれば、私のように分からない素人でも親しみをもって見てもらえるのではないかと思います。

（太田座長）

どうもありがとうございました。評価そのものの実施方法の話ということで、私も含めて、全て分かっているわけではございませんので、みなさんで、それぞれ感じるところをお出し頂くことによって、事務局の方で吸い上げて頂くということがかまわないと思いますので、そういった意見を言って頂ければよろしいかと思います。

また、評価方法等につきましては、今まででしたら機械的に 90 %以上はA、50 %以上 90 %未満はB、50 %未満はCとしているけれども、今回は、各指標の特性に応じて、達成度合いの判断基準を作成するという案になっているということですけれども、このあたりまで、今日、議論できるというわけではないと思いますけれども、その辺も含めまして、もう少し何かご意見等、あるいは先ほどのような意見等ございますでしょうか。

はい、森本委員。

（森本委員）

資料の1で「一」が3カ所あるんです。この「一」をどう解釈すればいいのか。これを林野庁はどういうふうの評価しているのか。きのこで言えば 386 %だから 150 %以上は「一」ですよとは書いてあるけども、これを見る人たちは、どういうふうに見ればいいのかと思います。A、B、C評価の範疇にないということですよ。昨年度は、どうして 386 %になったのかが分からないものだから「一」だけだされても評価のしようがない。もともと、これって、麦大豆のときにですね、大豆の生産量がどんと増えて、これは「一」にした方が良くはないか、評価できないねということになって、大豆が増えたことによって価格が安くなってという体系図でみると、そういうふうになってしまう、だから量が増えたからAということは判断できないねというのが、ものもとの始まりだったと記憶しております。そういうことからすると「一」というものの持つ意味を考えないといけないのではないかと思います。

それともう1点は、さきほど経営課長がおっしゃっていた他産業並みというのはいくらをいっているのか。食料・農村では基本計画で、この金額というのが出ているんです。それに準じているのか、それとも林業の他産業並みというのとは違う数字なのか。その2点です。

（太田座長）

1つめについては、資料1の達成度の「一」についてですね。2つめは、他産業並みの具体的な内容ですね。いかがでしょうか。

（企画課長）

「一」になっておりますのものは、ご指摘のとおり機械的に、このようにするというルールでやっているわけでございますけれども、そうすると逆にどういう意味なのかということで、まさにご指摘のとおりでございます。この点につきましては、今後、Aとすべきなのか、または注釈を付けるべきなのかということも含めまして検討したいと思っております。

(経営課長)

他産業並みにつきましては、農業と同様の考え方をしておりまして林業所得で 800 万円ということを前提にして計算しております。

(森本委員)

基本計画の中では、他産業並みというのは 530 万円です。

(太田座長)

先ほどの「一」の話はですね、企画課長からの説明にもありましたとおり、政策効果だけでは、達成、未達成を左右する主要原因とならないもの、または、目標達成そのものになじまないものもあって、結局、総合評価を入れていくという話がありましたよね。そういう話でいくと、これまでの実績評価では、逆にいうと非常に細かい対応をしていたものだから、あるいは使っていた目標が、大きな社会のすう勢に影響されているものがあって政策だけではなかなかうまくいかない、そういうところだろうと思います。そのあたりは、新しい枠組みの方が、あまり細かいところまでやらないということで、全体の総合評価とかいう話は、大枠の議論になりますが、今日は出ていないですけど、これから、どういふうに評価をしていくか。精度を上げていくためには、他の大きな社会の流れでどうにもならないものと、施策との関係をどうしていくのかということ、これからご議論頂くのかなと思っております。

他にいかがでございましょうか。何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

(平形調査官)

官房企画評価課です。先ほどの「一」の議論につきましては、大変申し訳ございませんけれども、評価関係全般でこのような表現を使っておりまして、150 %を超える場合というのは、先ほどおっしゃられてましたとおり目標の設定がどうだったかという議論はありますけれども、もう1つ、森本委員が、おっしゃられたように 150 %を超えてもですね、例えば、麦と大豆の関係で、大豆が増えた場合、値段が下がるし、麦の生産量も下がるという負の効果が 150 %を超えると出てくるのではないかと。きのこの場合、例えば、きのこの生産量が上がったとしても、他のものに支障があるわけではない場合にはAを付けようというふうにやっております、ただ、今回のきのこの場合につきましては、300 何パーセントといった場合にですね、通常の状態ではない、例えば、契約数量が突然増えてしまったときにAをつけるのは簡単なのですが、施策の方でAというよ

りも、特殊な要因でAをつけたということで、Aをつけるのはいかがなものかということで「一」を使っておりまして、数値を書いておりますので比較はできる、ただ、それが施策の効果としてAというふうに自分で評価するには、ちょっと我田引水すぎるのではないかというものについては「一」にしているというのが、本当のところでございます、総合評価の関係で言いますと、数値を設定するのが実績評価でありまして、総合評価については、先ほどの「一」の議論とはちょっと関係ないということだけ説明させて頂きました。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

(大山委員)

何百パーセントと出てくる場合と非常に不安定に動く場合があるんですけども、これらについては、目標の定義の仕方の工夫が必要であると思います。

参考2の3-8-10で実績値と見込値との差に対して目標値の差で割って比率を出すという式がありますけれども、そうしますと、混乱するような数値がでてくる。目標値として、かなり変調するようなものは工夫して頂きたい。

(太田座長)

関連して、高橋委員。

(高橋委員)

これについては、去年も議論しておりますし、前回は議論したのではないかなと思います。信頼性のある指標を選ぶ必要がある。不安定にばらつくものについては、再考するあるいはやめるという英断も必要ではないかと思えます。いま、おっしゃった実績値でいくか目標でいくかということについては、それぞれ改善をして頂いているのではないかなと思っておりました。

最後に1点だけお願いしたいのですが、今まで委員の皆様から、林野庁の議論は難しい、なかなか分かりにくいというご指摘がありましたので、農林水産省政策評価会の方に、政策評価の指標に、国民が施策、政治から離れる傾向がございますので、広報活動とか、国民に普及啓発をするような指標が選ばれないだろうか、そして政策官庁の努力を評価する仕組みも必要ではないかと思えますので、長期的に議論頂ければありがたいと思えます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。先ほどコメントしたのも高橋委員と同じ意味で、今までも努力しておりますし、議論はしているということですが、外的な問題、指標の作り方に対する問題点、当然両方あるんだろうと思えますので、この辺はご努力頂くとい

うことだろうと思います。

それから、高橋委員から言われましたとおり、これも前から出ていて、国民に向かっては、特別な指標があってもいいのではないかと私は感じているんですが、高橋委員が言われたのは、そういうことだだと思います。これについては、上位の委員会でもご議論頂ければと思います。

それでは、時間になりましたけれども、よろしいでしょうか。

新たな政策評価の枠組みの考え方及び目標の考え方については、本日頂いたご意見を踏まえ林野庁において更に検討していくということをお願いしたいと思いますが、よろしゅうございませうか。では、そういうふうにさせていただきます。

それでは、議題3のその他でございますが、平成17年度政策評価シートの作成作業を含め、今後の日程につきまして、事務局より、ご説明致します。よろしくお願致します。

(企画課長)

平成17年度政策評価につきましては、本日頂きましたご意見等を踏まえまして、さらに検討を進めまして、農林水産省全体の政策評価を経て、省全体でパブリックコメントにかけるという予定でございます。パブリックコメントの際には、各委員の方々にも資料等をお送り致しますので、さらにお気づきの点がございましたら、ご意見をお寄せ頂ければと思います。なお、今回お示し致しました政策評価等につきましては、まだたたき台でございますので、今後、省全体で検討を進める中で変更等があり得るものでございます。このために、大幅に変更等がございました場合には、再度資料を送付させていただきます。

また、次回の専門部会につきましては、昨年度と同様に3月の上旬頃に事業評価についてご意見をお伺いしたいと思っておりますので、然るべき時期に、ご連絡したいと思っております。

なお、本日の議事概要、議事資料につきましては、ホームページで公表するとともに、議事録につきましては、委員のみなさまにご確認して頂いた上で、速やかに公表することに致したいと思います。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

本日いただきましたご意見等を参考に、平成17年度政策評価シートの作成作業を進めて頂きたいと思っております。どうぞ、よろしくお願致します。また、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということですのでよろしいですね。それでは、特段の意見が無いようですので、事務局におかれましては、よろしく対応の程お願致します。以上をもちまして本日の専門部会を閉会致します。どうもありがとうございました。